条第一項第二号中「準ずる給付」とあるのは「準ずる給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四十九条の二に規定する国の組合の経過的長期給付（以下「経過的長期給付」という。）を除く。）」と、「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金（経過的長期給付に係るものを除く。）」と、「附則第三十五条第二項に規定する交付金」とあるのは「附則第三十五条第二項に規定する交付金（経過的長期給付に係るものを除く。）」と、改正後国共済規則第八十五条第三項中「と同項第二号の二に規定する取引の事務に要する費用と」とあるのは「、同項第二号の二に規定する取引の事務に要する費用及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令（平成二十七年財務省令第七十四号）第二条第一項の規定により読み替えて準用する第八十五条第二項の規定により読み替えて準用する同令第二条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項第二号に規定する取引の事務に要する費用ごと」とする。

第四条第一項各号列記以外の部分中「をいう」を「という」に改め、同項第一号中「第八十五条第二項において」を「第八十五条第二項の規定により」に改め、同項第二項中「第八十五条第二項において」を「第八十五条第二項の規定により」に、「国の組合の経過的長期給付積立金等」を「経過的長期給付積立金等」に改め、同項第三号中「経過的長期経理」の下に「（第二条第一項の規定により読み替えて準用する改正後国共済規則第八十五条第二項の規定により読み替えて準用する第二条第一項の規定により読み替えられた改正後国共済規則第六条第一項第二号に掲げる経理単位をいう。以下同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　前二項に定めるもののほか、厚生年金保険給付積立金等、退職等年金給付積立金等及び経過的長期給付積立金等を合同して管理及び運用を行った場合の利益又は損失に関し必要な事項は、財務大臣が定める。

第八条の見出し中「改正前国共済規則」を「なお効力を有する改正前国共済規則」に改め、同条の表以外の部分中「については、改正前国共済規則第九十六条及び第九十七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前国共済規則」を「に係るなお効力を有する改正前国共済規則第九十六条及び第九十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済規則」に改める。

第九条の表第百十四条第一項第五号の項中「第七十六条第一項」を「第七十六条第一項第一号」に改め、同表第百十四条第七項の項を次のように改める。

第百十四条第七項	法附則第十二条の六の二第三項	平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項
退職共済年金	旧職域加算退職給付	
（法	（改正前国共済法	

第十条の見出し中「改正前国共済規則」を「なお効力を有する改正前国共済規則」に改め、同条の表第百十四条の十八の項中「第百十四条の十八」を「第百十四条の十八各号列記以外の部分」に改め、同項の次に次のように加える。

第百十四条の十八第二号	障害共済年金	旧職域加算障害給付

第十二条の見出し中「改正前国共済規則」を「なお効力を有する改正前国共済規則」に改め、同条の表第百十四条の二十七第二項各号列記以外の部分の項を次のように改める。

第百十四条の二十七第二項各号列記以外の部分	法第七十四条第三項	改正前国共済法第七十四条第三項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項の規定により準用することとされた改正後国共済法（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法をいう。以下「改正後国共済法」という。）第七十四条第三項
	により遺族共済年金	により旧職域加算遺族給付
	遺族共済年金の停止解除申請者	旧職域加算遺族給付の停止解除申請者

第十四条中「適用するときは、改正後国共済規則第百十四条の十二」の下に「の規定」を加え、「により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第四条第三号に規定する改正前国共済法」を「の規定により読み替えられた改正前国共済法」に、「平成二十四年一元化法附則第四条第三号に規定する改正前国共済法第九十三条の七」と、「法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により」とあるのは「平成二十四年一元化法附則第四条第三号に規定する改正前国共済法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により」と、「特定被保険者」とあるのは「特定組合員」と、「障害厚生年金」とあるのは「平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により」と、「特定被保険者」とあるのは「特定組合員」と、「障害厚生年金」とあるのは「平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの」を「改正前国共済法第九十三条の七第一項」と、「特定被保険者」とあるのは「特定組合員」と、「障害厚生年金」とあるのは「平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの」と、「同条第二項」とあるのは「改正前国共済法第九十三条の七第二項」と、「法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により」とあるのは「平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により」と、「被保険者期間（」とあるのは「平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間（」と、「被保険者期間を」とあるのは「期間を」に改める。

第十五条の見出し中「改正前国共済規則」を「なお効力を有する改正前国共済規則」に改める。

第十八条の見出し中「改正前国共済規則」を「なお効力を有する改正前国共済規則」に改め、同条第一項の表第百十四条の二の三第二項第四号の項を次のように改める。

第百十四条の二の三第二項第四号	法第七十四条第一項	なお効力を有する改正前国共済法第七十四条第一項
	同じ。）	同じ。）又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
	法第七十四条第三項	なお効力を有する改正前国共済法第七十四条第三項
	若しくは令	若しくは平成二十七年経過措置政令第二条第八号に規定するなお効力を有する改正前国共済令（以下「なお効力を有する改正前国共済令」という。）

第十八条第一項の表第百十四条の三の五第一項各号列記以外の部分の項中「第百十四条の三の五第一項各号列記以外の部分」を「第百十四条の三の五各号列記以外の部分」に改め、同表第百十四条の三の五、第百十四条の三の六第一項、第百十四条の三の七第一項及び第百十四条の三の七第二項各号列記以外の部分の項中「第百十四条の三の五、」を削り、「第百十四条の三の七第一項及び第百十四条の三の七第二項各号列記以外の部分」を「第百十四条の三の七第一項各号列記以外の部分及び第百十四条の三の七第二項」に改め、同表第百十四条の四第一項及び第三項並びに第百十四条の四の二の項を次のように改める。